

フロンターレでんき／TERASEL でんき 電気料金メニュー約款 (TERASEL/超 TERASEL)
新旧対照表

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点

- ・小売電気事業者の変更
- ・九州エリア版の追加

2. 電気料金メニュー約款 (フロンターレでんき／TERASEL でんき) 新旧対照表

該当条項	変更前	変更後		
表紙	電気料金メニュー約款 (フロンターレでんき) 小売電気事業者： <u>九電みらいエナジー株式会社</u>	電気料金メニュー約款 (TERASELでんき) <u>TERASELプラン・超TERASELプラン</u> 小売電気事業者： <u>九州電力株式会社</u>		
第1条	この電気料金メニュー約款 (以下「料金メニュー約款」といいます。) は、当社の電気需給約款 (以下「本約款」といいます。) にもとづき、当社が、 <u>九電みらいエナジー株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで <u>東京電力パワーグリッド株式会社の供給エリア</u> へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。	この電気料金メニュー約款 (以下「料金メニュー約款」といいます。) は、当社の電気需給約款 (以下「本約款」といいます。) にもとづき、当社が、 <u>九州電力株式会社</u> が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さままで <u>一般配送電事業者の供給区域</u> へ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、最低料金、最低月額料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。		
第4条 第1項	1. フロンターレでんき B (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 <u>50 ヘルツ (ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ)</u> といたします。	1. TERASEL・超TERASEL (北海道 B/東北 B/東京 B/中部 B/北陸 B/九州 B) (1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。なお、その場合の適用日は、需給開始日または当社がお客さまからの申出を承諾した日の直後の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしている場合には計量日といたします。 (2)供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。 <table border="1" data-bbox="901 1937 1468 2116"> <tr> <td>北海道、東北、東京 エリア</td> <td>標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> </table>	北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)			

中部、北陸、九州エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)
-------------	----------------------------------

(3) 契約電流

(a)契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b)一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c)電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円（以下単に「X 円」といいます。）を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 20 アンペア	594 円 90 銭
契約電流 30 アンペア	892 円 35 銭
契約電流 40 アンペア	1,189 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,487 円 25 銭
契約電流 60 アンペア	1,784 円 70 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 81 銭
120 キロワット時をこ	35 円 08 銭

(3) 契約電流

(a)契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(b)一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(c)電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

	<p>え 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</p> <p>上記超過 1 キロワット時につき</p>	<p></p> <p>38 円 96 銭</p>	<p>(c) 最低月額料金</p> <p>(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>				
<p>第 4 条 第 2 項</p>	<p>2. フロンターレでんき C</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、<u>標準周波数 50 ヘルツ (ただし、群馬県の一部は 60 ヘルツ)</u> といたします。</p> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとし</p>	<p>2. TERASEL・超TERASEL (北海道 C/東北 C/東京 C/中部 C/北陸 C/九州 C)</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は<u>次のとおり</u>といたします。</p> <table border="1" data-bbox="900 1205 1465 1496"> <tr> <td data-bbox="900 1205 1161 1384">北海道、東北、東京 エリア</td> <td data-bbox="1161 1205 1465 1384">標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 1384 1161 1496">中部、北陸、九州 エリア</td> <td data-bbox="1161 1384 1465 1496">標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)</td> </tr> </table> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとし</p>	北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)	中部、北陸、九州 エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)	<p>(c) 最低月額料金</p> <p>(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。</p>
北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)						
中部、北陸、九州 エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)						

	<p>ます。</p> <p>(b)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、<u>本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)</u>を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 1111 858 1182"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td>297 円 45 銭</td> </tr> </table> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="264 1326 858 1581"> <tr> <td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>28 円 81 銭</td> </tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td>35 円 08 銭</td> </tr> <tr> <td>上記超過 1 キロワット時につき</td> <td>38 円 96 銭</td> </tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 45 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 81 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 08 銭	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 96 銭	<p>ます。</p> <p>(b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000</p> <p>(4) 電気料金 1 月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)</u>に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 基本料金 基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき<u>料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表)</u>のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(b) 電力量料金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって<u>料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき</u>算定いたします。</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 45 銭									
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 81 銭									
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 08 銭									
上記超過 1 キロワット時につき	38 円 96 銭									
<p>第 4 条 第 3 項</p>		<p>3. TERASEL・超TERASEL (関西 A/中国 A/四国 A)</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧</p>								

		<p>200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="885 168 1481 241"> <tr> <td>関西、中国、四国エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(3) 電気料金 1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1) によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。</p> <p>(a) 料金 最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定いたします。</p>	関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ			
<p>第 4 条 第 4 項</p>		<p>4. TERASEL・超TERASEL (関西 B/中国 B/四国 B)</p> <p>(1) 適用条件 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、以下のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="885 1482 1481 1556"> <tr> <td>関西、中国、四国エリア</td> <td>標準周波数 60 ヘルツ</td> </tr> </table> <p>(3) 契約容量 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。</p> <p>(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1/1000 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとし</p>	関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ
関西、中国、四国エリア	標準周波数 60 ヘルツ			

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

供給電気方式、供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は次のとおりといたします。

北海道、東北、東京 エリア	標準周波数 50 ヘルツ (新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市 ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ)
中部、北陸、関西、 中国、四国、九州 エリア	標準周波数 60 ヘルツ (長野県の一部は 50 ヘルツ)

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント
次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント
次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント	最初の 6 キロワットにつき 100 パーセント
次の 14 キロワットにつき 90 パーセント	次の 14 キロワットにつき 90 パーセント
次の 30 キロワットにつき 80 パーセント	次の 30 キロワットにつき 80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント	50 キロワットをこえる部分につき 70 パーセント

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下

(b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下

により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(4)電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円 (以下単に「X 円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,098 円 92 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、第 2 条 1 に記載の期間とし、その他季とは、第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合

により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(4) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2 (料金メニュー表) にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第 2 条 1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第 2 条 2.に記載の期間とします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日

	<p>には、その値によります。</p> <table border="1" data-bbox="264 136 855 506"> <tr> <td data-bbox="264 136 360 320">夏季料金</td> <td data-bbox="360 136 659 320">契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり</td> <td data-bbox="659 136 855 320">26 円 27 銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="360 320 659 427">上記超過 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="659 320 855 427">40 円 71 銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 427 360 506">その他季料金</td> <td data-bbox="360 427 659 506">契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり</td> <td data-bbox="659 427 855 506">24 円 77 銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="360 506 659 573">上記超過 1 キロワット時につき</td> <td data-bbox="659 506 855 573">38 円 36 銭</td> </tr> </table> <p>(c) その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(5) その他 (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 (b) お客さまが、需要場所における主開閉、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。</p>	夏季料金	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	26 円 27 銭		上記超過 1 キロワット時につき	40 円 71 銭	その他季料金	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	24 円 77 銭		上記超過 1 キロワット時につき	38 円 36 銭	<p>数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p> <p>(c) その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。</p> <p>(5) その他 (a) お客さまは、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。 (b) お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。</p>																						
夏季料金	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	26 円 27 銭																																		
	上記超過 1 キロワット時につき	40 円 71 銭																																		
その他季料金	契約電力×135 キロワット時までの 1 キロワット時あたり	24 円 77 銭																																		
	上記超過 1 キロワット時につき	38 円 36 銭																																		
別紙 2		<p>別紙 2 料金メニュー表</p> <p>3. 東京エリア</p> <p>(1) TERASEL 東京 B / 超 TERASEL 東京 B</p> <table border="1" data-bbox="887 1081 1485 1888"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="887 1081 1142 1189">区分</th> <th data-bbox="1142 1081 1313 1189">TERASEL 東京 B</th> <th data-bbox="1313 1081 1485 1189">超 TERASEL 東京 B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="887 1189 983 1536" rowspan="5">基本 料金</td> <td data-bbox="983 1189 1142 1256">契約電流 20A</td> <td data-bbox="1142 1189 1313 1256">600.62 円</td> <td data-bbox="1313 1189 1485 1256">623.50 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1256 1142 1323">契約電流 30A</td> <td data-bbox="1142 1256 1313 1323">900.93 円</td> <td data-bbox="1313 1256 1485 1323">935.25 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1323 1142 1391">契約電流 40A</td> <td data-bbox="1142 1323 1313 1391">1,201.24 円</td> <td data-bbox="1313 1323 1485 1391">1,247.00 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1391 1142 1458">契約電流 50A</td> <td data-bbox="1142 1391 1313 1458">1,501.55 円</td> <td data-bbox="1313 1391 1485 1458">1,558.75 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1458 1142 1536">契約電流 60A</td> <td data-bbox="1142 1458 1313 1536">1,801.86 円</td> <td data-bbox="1313 1458 1485 1536">1,870.50 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 1536 983 1850" rowspan="3">電力 量料 金 (1kW h に つき)</td> <td data-bbox="983 1536 1142 1644">最初の 120kWh まで</td> <td data-bbox="1142 1536 1313 1644">29.00 円</td> <td data-bbox="1313 1536 1485 1644">29.80 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1644 1142 1778">120kWh をこえ 300kWh まで</td> <td data-bbox="1142 1644 1313 1778">35.34 円</td> <td data-bbox="1313 1644 1485 1778">34.26 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="983 1778 1142 1850">300kWh 超過</td> <td data-bbox="1142 1778 1313 1850">39.26 円</td> <td data-bbox="1313 1778 1485 1850">35.64 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="887 1850 1142 1888">最低月額料金</td> <td data-bbox="1142 1850 1313 1888">328.08 円</td> <td data-bbox="1313 1850 1485 1888">328.08 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		TERASEL 東京 B	超 TERASEL 東京 B	基本 料金	契約電流 20A	600.62 円	623.50 円	契約電流 30A	900.93 円	935.25 円	契約電流 40A	1,201.24 円	1,247.00 円	契約電流 50A	1,501.55 円	1,558.75 円	契約電流 60A	1,801.86 円	1,870.50 円	電力 量料 金 (1kW h に つき)	最初の 120kWh まで	29.00 円	29.80 円	120kWh をこえ 300kWh まで	35.34 円	34.26 円	300kWh 超過	39.26 円	35.64 円	最低月額料金		328.08 円	328.08 円
区分		TERASEL 東京 B	超 TERASEL 東京 B																																	
基本 料金	契約電流 20A	600.62 円	623.50 円																																	
	契約電流 30A	900.93 円	935.25 円																																	
	契約電流 40A	1,201.24 円	1,247.00 円																																	
	契約電流 50A	1,501.55 円	1,558.75 円																																	
	契約電流 60A	1,801.86 円	1,870.50 円																																	
電力 量料 金 (1kW h に つき)	最初の 120kWh まで	29.00 円	29.80 円																																	
	120kWh をこえ 300kWh まで	35.34 円	34.26 円																																	
	300kWh 超過	39.26 円	35.64 円																																	
最低月額料金		328.08 円	328.08 円																																	

(2) TERASEL東京 C / 超TERASEL東京 C

区分		TERASEL 東京 C	超 TERASEL 東京 C
基本 料金	契約容量 1kVAにつき	297.45 円	311.75 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	最 初 の 120kWh まで	28.80 円	29.80 円
	120kWh をこ え 300kWh ま で	35.07 円	34.26 円
	300kWh 超過	38.96 円	35.64 円

(3) TERASEL東京低圧電力

区分		TERASEL 東京低圧電 力
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,098.92 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季 料金	契約電力 ×120kWh まで 26.27 円 上記超過 40.71 円
	その 他季 料金	契約電力 ×120kWh まで 24.78 円 上記超過 38.36 円

(4) 超TERASEL東京低圧電力

区分		超 TERASEL 東京低圧電 力
基本 料金	契約電力 1kW につき	1,155.74 円
電力 量料 金 (1kW hに つき)	夏季料金	27.04 円
	その他季料金	25.47 円